

# 2013年9月定例県議会

## 1 村岡正嗣県議の本会議一般質問

2013年9月30日

### 質問項目

1. 竜巻被災者および東日本大震災の被災者支援と防災のまちづくりについて
  - (1) 竜巻被災者への支援と今後の対応について
  - (2) 東日本大震災の被災者支援について
  - (3) 地域防災計画の見直しは減災を基軸に
2. 県は地域産業全体を視野に、その振興に全力を
  - (1) 地域社会を破壊する消費税増税、TPPに反対を
  - (2) 中小企業全体を視野に振興策の拡充を
  - (3) 自然エネルギー推進で地域循環型経済を
3. 安心して働ける雇用の確保と賃上げについて
  - (1) 労働法制の規制緩和は許されない
  - (2) 実態把握と事業者及び労働者への指導・周知にかかわって
  - (3) 技能労働者の適切な賃金水準の確保について
4. 県民の命と生活を守る社会保障の充実を
  - (1) 安心して子どもを産み育てたいという県民の願いに応え、県立小児医療センターの存続を
  - (2) すべての県民が生き生きと暮らせるように、障害者施策の充実を



一般質問に立つ村岡正嗣議員

5. すべての子どもが生き生きと成長できる教育環境の整備を
  - (1) 猛暑から子どもを守る教室のエアコン整備について
  - (2) 特別支援学校の教育環境の整備を急げ
6. 県民に開かれた埼玉県平和資料館へ

### 村岡正嗣県議

皆さん、こんにちは。南第2区、川口選出の日本共産党の村岡正嗣です。今回で2度目の一般質問となります。今日は、地元川口より大勢の方に傍聴にお越しをいただきました。心より感謝を申し上げます。

それでは、早速、通告に従いまして質問を始めさせていただきます。誠意ある答弁をよろしくお願ひ申し上げます。

### 1. 竜巻被災者および東日本大震災の被災者支援と防災のまちづくりについて

- (1) 竜巻被災者への支援と今後の対応について
- #### 村岡正嗣県議

初めに、竜巻被災者および東日本大震災の被災者支援と防災のまちづくりについて伺います。

まず、竜巻被災者への支援と今後の対応についてです。

9月2日には越谷市と松伏町、16日未明には

熊谷市、行田市、滑川町で竜巻が発生し、甚大な被害を生じました。まず初めに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

知事は、発災の翌朝に越谷市を視察し、できることは何でもやると発言されました。私も、翌朝の3日、さらに17日と現地に行きましたが、被災された皆さんは恐怖と信じ難い現実に呆然となりながらも、懸命に片付けと応急修理をされておりました。「ゆうべはろうそくで過ごした」、「ブルーシートが配られたが、張ることができない」、「がれきはどこに出したらよいのか」、「がれきで稲刈りができない」、「工事業者を紹介してほしい」など、様々な要望をお聞きしました。一日も早い復旧に関係機関の総力を挙げた支援が求められています。中でも、家屋を損傷、破壊された方々への住居支援は緊急を要する課題の一つです。

そこで伺います。県は県営住宅の提供を決めましたが、被災者からは、「県営では遠過ぎる」、「通院している病院へ通えなくなる」、「仮住まいは自宅に近いところをしたい」の声です。知事も当初、民間賃貸住宅への独自支援策の検討を表明されました。越谷市と熊谷市は、独自に民間賃貸住宅に入った被災者に家賃を支給する方針を打ち出しましたが、県としても民間賃貸住宅への支援を是非行っていただきたい。知事、いかがでしょうか。

次に、見舞金や復旧支援金、農業被害支援など、幅広い県独自の支援制度について伺います。

全国では、30都道府県が既に独自の支援制度や見舞金支給制度を持っています。知事は、市町村と共同で独自の被災者生活再建支援制度を創設する考えを示されました。そこで、早急に具体化し、全ての被災者を支援するものとした上で、今回の竜巻被災者にも適用していただきたい。知事の積極的な答弁を求めます。

続いて、被災者生活再建支援制度について伺います。

2日の竜巻では、越谷市が被災者生活再建支援制度の適用となった一方、松伏町では全壊家屋が一棟なため適用外とされました。同一の災害によ

る被害でありながら不公平との声は当然と言えます。国に対して柔軟な対応を強く求めていただきたい。同時に、適用の基準を市町村単位に限定している被災者生活再建支援法の改正についても、国に強く働き掛けていただきたい。知事より答弁願います。

さらに、教訓を生かすことについてです。越谷市では、がれきを入れるための土のう袋が被災者に配布されました。熊谷市の担当者に越谷の話をしたところ、即座に土のう袋が配布されました。本県ではこれまで大きな竜巻被害はなく、どの市町村も経験がほとんどありません。今回の竜巻被害で得られた教訓、特に発災直後にどのような応急物資や支援が必要か、どんな制度が利用できるのか、それらをまとめた資料、マニュアルを作成して県内市町村に配布することを提案いたします。危機管理防災部長よりお答えください。

#### 上田清司知事

まず、竜巻被災者および東日本大震災の被災者支援と防災のまちづくりについてのお尋ねの竜巻被災者への支援と今後の対応についてのうち、独自の民間賃貸住宅への支援についてでございます。

議員お話しのように、個別の事情で民間賃貸住宅への入居をすることまでは災害救助法の対象になっておりません。市や町の独自支援策による支出については、県としては2分の1程度の支援を用意していたところでございますが、特別交付税の道も開かれるということになりましたので、特別交付税によって措置されるように国に対して働き掛けていきたいと考えております。

次に、独自の被災者生活再建支援制度についてでございますが、既に申し上げましたように制度を検討するに当たっては、過去の災害での対応に加え、今後起こり得るであろう大規模災害の規模や財政負担、また、火災保険などで地道に掛金を払っている人との整合性などを考えなければならぬのかなと思っております。

被災地域の市長さんや町長さんからもお話をいただいておりますので、早急に市長会や町村会との

協議を進めて決める、このように考えております。また、災害見舞金という方法ではなくて、被災者の生活再建にきちんと支援ができる制度設計を検討していきたいと考えております。

次に、被災者生活再建支援法の改正に関する国への働き掛けでございます。

今回の松伏町は、同一の竜巻災害でありながら、全壊件数が基準に満たないために支援法の対象外になっています。支援法の適用の範囲について課題があることは重々分かります。県では、9月9日に内閣府特命担当大臣に対し、法律の弾力的運用についての要望書を提出いたしました。現在、国でも制度の見直しについて検討を始めたと聞いております。県としても、国に対して今後しっかり検討状況を見守りながら、何らかの形で丁寧に働き掛けをしていきたいと思っております。

#### 福島亨危機管理防災部長

竜巻被害の対処マニュアルは、是非必要だと思います。今回の竜巻被害では、例えばブルーシートは備蓄品で間に合いましたが、がれき処理に使う土のう袋は備蓄対象となっておりませんでした。そのため、急ぎよ物資協定を結んでいる企業から調達することとなりました。まずは、今回被害を受けた市町の経験を事例集にまとめ、更に各種支援制度なども盛り込んだ対処マニュアルとして整備してまいります。

#### 村岡県議

竜巻被災者の方への民間賃貸のことで、知事も一度は県の独自支援も決めたんですが、先ほどの答弁では特別交付税の道があるんじゃないかということ、今模索をしているような答弁でした。その結果はどうなるのかまだ分かりませんが、御確認したいのは、どういう結果になると知事としてはですね、県としても民間賃貸住宅の必要性は声を聞いているので分かるので、何らかの形でやっていくというお気持ちは、それはあるということを確認を1点させてください。

#### 上田知事

基本的には、市や町が独自支援をされるということに関して、県としては2分の1程度のもは用意したいということは最初から考えておりますし、心の準備も基本的な準備もしております。ただ、特別交付税で面倒を見ようという話が持ち上がりましたので、この道をわざわざ外すことはない、そちらのほうをきちんと用意しようというふうに思っております。

ただ、市や町がもう具体的に物事が動いて、お金がすぐ必要だというようなお話があれば、県はとりあえず立替えみたいな形はするつもりでもいます。それは東日本大震災のときに、国が何かの形でお金が出ないことがあっても、県は絶対的に出しますから安心してやってくださいというのと同じ姿勢です。それは変わりません。

ただ、できれば県費を使わないで特別交付税を、地方交付税を使ったほうがやはり県民的には利益になるという考え方を持っていますので、基本的にはそういう用意があるということを知りましたので、その道はきちんと追いかけていきたいと思っております。

#### (2) 東日本大震災の被災者支援について

#### 村岡正嗣県議

次に、東日本大震災の被災者支援について。

我が党県議団は、今月4日、5日、福島県を視察してまいりました。南相馬市小高区や浪江町の中心部には全く人影はなく、原発事故によって日常の暮らしが一瞬にして断ち切られてしまった、そのむごさを目の当たりにし、怒りを禁じ得ませんでした。しかも今、福島第1原発では放射能汚染水漏れという重大事故が発生、その解決の見通しは立っていません。東北を忘れてはなりません。

そこで伺います。最初に住宅問題です。

県外へ避難した方にとって、より深刻なのが住まいです。本県への避難者のうち、現在2千22人が県の民間賃貸住宅借上制度を利用しています。しかし、家庭の実情に合わない状況が生まれてきています。「突然の事故により車椅子生活になっ

た」、「子どもの高校が決まったが、通学に遠過ぎる」、「借換えを認めてほしい」など、切実な声が寄せられています。しかし、埼玉県内での借換えは原則認められていません。住まいは人権です。埼玉県として、避難者一人一人の状況に即して借換への要望に柔軟に対応すべきです。被災3県及び国に強く求めていくべきと考えます。知事の答弁を求めます。

次に、生活実態の把握について伺います。

被災県から埼玉県内に避難している方は、8月時点で合計3千342人です。その中には、父親だけは福島に残り、母親と子どもだけが埼玉に来た方、避難所を転々とする中で家族がばらばらになってしまった方、病気を抱えた方など、知らない土地で不安と困難を抱えています。避難生活が長期化するだけに、個々の状況に応じた支援が求められます。

そこで、県としても市町村と連携して避難者の皆さんの生活実態をきめ細かくつかむことが必要と考えますが、危機管理防災部長の答弁を求めます。

#### 上田清司知事

次に、東日本大震災の被災者支援についてでございます。

避難者の方々には、被災3県からの要請に基づいて、災害救助法による応急仮設住宅として民間賃貸住宅を提供しております。災害救助法では、原則として民間賃貸住宅の借換えはできないこととなっております。確かに、議員が御指摘されましたように、避難生活が長期化する中で民間賃貸住宅の借換えをしなければならない事情が生じることもあると思います。ただ、特に県内避難者の大部分を占める福島県の方々については、福島県そのものが帰還政策を強く進めていることも踏まえなければなりません。帰還の促進を図るため、埼玉県の応急仮設住宅から福島県の応急仮設住宅に住みかえることは例外的に認められています。しかし、避難者の方が被災県の県民であり、被災者の保護について被災者の実情を考慮して、一義

的には被災県が国に要望すべきものと考えております。

したがって、今後、被災県が県外での民間住宅の借換えを国に要望するような状況になった場合には、埼玉県としては避難者及び被災県を支援する形としてしっかりと対応したいと思っておりますが、今の状況の中では福島県自身が対応しないという状況の中では、埼玉県は非常に対応ができない状況でございます。

#### 福島亨危機管理防災部長

被災者支援については、原発避難者に関する特例法により、避難者を受け入れた市町村では住民と同様のサービスを提供することとされています。そこで、市町村では避難者の日常生活を支援するため、必要に応じて調査を行っていると思っております。きめ細かなサービスや生活実態の把握は、避難者の受入数や実情に応じて、それぞれの市町村で行うものと考えております。

一方、県においては、被災県からの要請に応じ、公営住宅や民間賃貸住宅の提供などを中心に行っております。今後とも被災県や県内の受入れ市町村からの要請により、必要な支援を行ってまいります。

#### (3) 地域防災計画の見直しは減災を基軸に

##### 村岡正嗣県議

次に、地域防災計画の見直しは減災を基軸にについて。

現在見直し中の地域防災計画は、減災を基軸とし、被害を最小に抑えるための耐震化や防火対策など、被害の起こりにくいまちづくりとすること。高齢者や障害者、子どもなど災害弱者の安全の確保、医療や介護、保育など、ふだんからの環境整備に努め、災害関連死を起ささない社会構造とすべきです。

そこで伺いますが、第一に、耐震化はもちろん、低湿地や傾斜地の宅地化など、無秩序な開発の抑制や住宅密集市街地の改善など、土地利用を災害の起こりにくいまちづくりの観点から、適正に規

制誘導する都市計画が必要と考えますが、都市整備部長よりお答えください。

第二に、住民の防災意識の向上についてです。

各自治体で防災訓練が毎年行われていますが、住民の参加率はどうでしょうか。住民の参加なき地域防災対策では、いざというとき役に立ちません。住民の防災意識を高める観点から、防災訓練の内容や参加率の向上について、県としての取組を伺います。

また、住民に具体的な被害の可能性を知ってもらうことも有効です。そこで、地震による建物倒壊や火災の発生などについて、危険度を分かりやすく示したパンフレットを作成し、県民に周知していただきたい。

第三に、職員の育成について伺います。

本県でも、いつ大震災が起こるか分かりません。東日本大震災では、公務労働者の役割の大きさが鮮明になりました。広域災害での県の役割は非常に重要となり、極めて専門性の高いエキスパート職員が必要とされます。しかし、これまでの人事ではゼネラリスト志向から数年で異動となるのが一般的です。そこで、本県でも防災の専門職を育てる必要があるのではないのでしょうか。

第四に、災害弱者への支援についてです。

視覚障害と聴覚障害では、必要な支援が異なります。障害ごとにきめ細かく話を聞き、地域防災計画に生かすことについて、また、県内市町村の要支援者名簿の整備が急がれますが、整備状況はどうか、未整備自治体へ県としてどのように支援していくのか。

以上、危機管理防災部長より答弁を求めます。

### 南沢郁一郎都市整備部長

減災は都市計画の大変重要な視点であります。このため、県及び市町村では従来からこの取組を積極的に推進しております。例えば、県では都市計画の基本的な方向性を示す都市計画区域の整備開発及び保全の方針に、不燃化、耐震化、安全な避難行動や災害応急活動が円滑に行える都市空間の整備などを定め、防災都市づくりを推進してお



ります。また、市街化区域を定める際には、水害などの発生のおそれのある区域を含めないこととしております。市町村では用途地域や防災地域、地区計画等の都市計画を定めるとともに、土地区画整理事業や市街地再開発事業などを進めております。これらにより建物の間隔の確保や不燃化、また、消防活動や避難に必要な道路、公園などの公共空間確保、あるいは密集市街地の改善などの市街地整備を推進しております。今後とも、県とまちづくりの中心的な主体である市町村が連携して、災害に強い都市づくりを進めてまいります。

### 福島亨危機管理防災部長

平成24年度の市町村防災訓練への住民参加率は2.3%でございました。市町村の防災訓練は防災関係者の訓練でもあるため、市民全員が参加する規模での開催は困難でございます。そこで、県では多くの住民が参加できるシェイクアウト訓練などを取り入れることを勧めております。一方で、住民が主体的に参加できる訓練としては、自主防災組織などが地域の実情に即して行う訓練が効果的であると考えております。県では、自主防災組織の核となるリーダーを養成し、多くの県民、住民の参加を促進したいと考えております。

次に、危険度を分かりやすく示したパンフレットの作成についてです。

危険度を分かりやすく示したパンフレット、いわゆるハザードマップは地域の防災対策と一体となっており、地域のきめ細かい状況を含めて市町

村によって作成されるものでございます。県では、地震被害想定調査の結果を市町村に提供し、その結果を基に現在県内の全市町村がハザードマップを作成し、危険度を住民に周知しております。今後とも必要な情報を市町村に提供するなど、更に具体的で分かりやすいハザードマップ作成を支援してまいります。

次に、職員の育成についてです。

県では、初動体制や発災後に想定される業務を学ぶ統括部研修、図上訓練や防災訓練などを実施し、計画的に職員を育成しております。さらに、危機対応の専門家である自衛隊出身の職員や警察本部からの出向職員を配置し、ノウハウの蓄積を図っております。県の人事異動方針としても、専門的な知識が求められる職員については、過去の経験に配慮した配置をいたしております。大災害発生時には、過去5年以内に危機管理防災部に在籍した職員が災害対応に従事する制度も設けております。今後とも様々な研修や訓練を組み合わせ、防災の専門職員の育成に努めてまいります。

次に、障害の種別ごとにきめ細かく話を聞き、地域防災計画に生かすことについてです。

議員御指摘のとおり、例えば視覚障害と聴覚障害では避難勧告の伝達方法が異なります。県では、これまで障害者団体との意見交換を行い、御意見、御要望を伺ってまいりました。こうした御意見を基に、今年度見直す地域防災計画の災害時要援護者支援に反映してまいります。

次に、県内市町村の要支援者名簿の整備についてです。

平成25年4月現在、63市町村のうち50市町村が名簿を整備しております。未整備の13市町も、県の説明会や情報提供により現在作業を進めております。また、県では市町村と連携して実際に障害者、高齢者の避難誘導に当たる自主防災組織の育成強化にも取り組んでおります。災害時要支援者の安心・安全を図るため、福祉部とも連携し、支援体制を整備してまいります。

## 2. 県は地域産業全体を視野に、その振興に全力を

### (1) 地域社会を破壊する消費税増税、TPPに反対を

#### 村岡正嗣県議

次は、県は地域産業全体を視野に、その振興に全力をについてです。

最初に、地域社会を破壊する消費税増税、TPPに反対を求め、伺います。

安倍首相は、来年4月からの消費税率引上げを強行しようとしています。賃金は減り続け、物価は上がり、今国民の暮らしは深刻です。到底増税できる環境ではありません。8%となれば、国民は8兆円の負担増となり、国民の暮らしは破壊されます。日本の経済も本県の経済も壊され、結局、日本の企業も本県の企業も立ち行かなくなることは必至です。だからこそ政府はあれこれの経済対策を持ち出そうとしているのです。

知事は、消費税率の引上げで県民生活と県内産業への影響をどう考えておられるのでしょうか。知事には来年4月からの消費税増税は中止すべきと、しっかり声を上げていただきたい。いかがでしょうか、お答えください。

続いて、環太平洋経済連携協定（TPP）についてです。

日本政府はこの7月、TPPの締結交渉参加を強行しました。安倍首相は、交渉力を駆使する、守るべきものは守ると力説しましたが、現状はほど遠く、米、乳製品、砂糖など重要農産物の関税撤廃の聖域確保は可能性はほとんどないと言います。期待されたアメリカが日本製自動車に掛ける関税の撤廃も見送られました。県内の農業関係者からは、TPPは米だけではない、野菜農家もやっけていけなくなるとの声です。

知事、本県の食と農業、地域経済、そして医療を守るためにも、TPP交渉からの撤退を国に強く求めていただきたい。お答えください。

#### A. 上田清司知事

まず、地域社会を破壊する消費税増税、TPPに反対をのうち、消費税増税についてでございます。

す。

御承知のとおり、国と地方を合わせた長期債務が1兆円に上っております（その後「1千兆円」に訂正）。我が国の税収も、法人税がピーク時で19兆円ありましたが、現在は9兆円に落ちています。所得税は26兆円ありましたが、14兆円になっています。そもそも収入そのものが約22兆円減っているわけであります。このため、毎年度国の予算は多額の国債発行などに頼らざるを得ない状況になっています。このことも大変問題だと思っております。

こうした事態をしっかりと国民に伝えて、バランスのとれた収支関係を確立しなければならないことは自明の理だと私は思っております。ただし、消費税を引き上げるに当たっては、上向いてきた景気の腰折れとならないような経済対策が必要だと考えます。その内容も、雇用の拡大や設備投資の促進などにより、成長力の底上げや景気の好循環につながることを重要であると考えます。

また、改正消費税法では、低所得者に配慮をする観点からの給付措置や軽減税率などの導入についても当然検討をすべきだと思います。それらを前提に一定の負担を国民がしていく。そして本当に大変な人たちには何らかの形で社会政策でカバーをする。また、国民生活を豊かにする上ではこういう仕組みが必要だと考えるところでございます。

さらに、消費税3%の引上げ分のうち、0.7%は地方消費税として地方の社会保障財源にもなります。税金は取るな、医療は無料にしろ、福祉は充実しろ、道路は造れ、防災は万全にしろといっても、なかなか財源の裏付けのないことはできません。こうしたことから、私は消費税率の引上げについては一定の評価をしておりますので、反対するつもりはございません。

もとより、国の行政改革の不熱心さには怒りを感じるものでございます。問題は、消費税率の引上げに伴うマイナスをいかに極小化するか、そういう知恵と力が今の政権に試されている、このように私は考えております。

次に、TPPに反対をについてでございます。

私は、基本的に日本経済の発展というのは自由貿易の中でなされてきたことだというふうに思っております。産業の空洞化を防ぎ、経済競争力を保ちながら雇用の維持拡大を図るために、TPPへの参加は避けて通れないものではないかと思っております。

TPP参加の是非については、参加による影響をどう想定するか、プラスマイナスを多面的に検討する必要がございます。例えば、本県は事業所数、従業者数とも製造業の占める割合が全国平均を上回っております。TPPに参加することで産業の空洞化を防ぎ、県民の雇用を守るプラスの影響は多いと考えられます。

農業分野では、グローバル化の流れの中でTPP参加いかんにもかかわらず、国際競争力を確保し世界に打って出る、そういうことが必要だと。TPPだけの問題ではなくて、農業そのものを強くしなければならないということは当然のことです。農業者の経営努力で埋め難いような、そういう海外との条件格差の支援というのは当然国が責任を持って行うべきであります。競争できるところは競争する、もう条件そのものの格差が歴然としているようなところでは何らかの形でカバーする、こういう二面的な政策をとることが重要だと思っております。

また、国家と投資家間の紛争解決手段、いわゆるISDS条項についても注意が必要であります。これは投資家や企業が投資受入れ国の国内ルールで不利益を被ったという理由で、世界銀行傘下の投資紛争解決国際センターなどに申立てを行うことができるものでございます。日本もこのような苦手な国際交渉事に十分対応できるような準備を整えておかなければ、正にこうした分野で遅れをとってしまってマイナスになってしまう可能性があると思っております。

総理も、国益にかなう最善の道を追求すると言っておられます。10月にインドネシアで行われる首脳会合では、守るべき国益をきちんと守るという強い姿勢で臨んでいただきたいと私は思います。

消費税のところで、国と地方を合わせた長期債

務について、1千兆円と申し上げるところを私の口もとが誤って1兆円と言ったそうでございます。1千兆円と言ったつもりであります。事務方は1兆円と聞こえたような話になっておりますので、おわびして訂正させていただきます。

(2) 中小企業全体を視野に振興策の拡充を  
村岡正嗣県議

次に、中小企業全体を視野に振興策の拡充をについて伺います。

地域を歩くと、町場の小規模事業者から、我々にももっと光を当ててほしいとの声が寄せられます。県内の中小企業全体を視野に入れた振興策が求められています。

そこで、最初に事業所の実態把握について伺います。

県は、県内事業所を対象に4半期経営動向調査を行っていますが、それで十分と考えているのでしょうか。県内の全事業所を対象とした調査を市町村と連携して行うべきと考えますが、どうか。

次に、情報提供についてです。

県内には、様々な分野で企業集積の力、町工場の技術力があります。そこで、県内中小企業の高い技術力を生かす上で、企業の得意分野、技術を簡単に検索できる情報検索システムが必要と考えますが、いかがでしょうか。

続いて、地域商業活性化のための食の商業活性化イベントについて伺います。

埼玉県は、今年2月に川口市など3か所で開催しました。この事業はいわゆる飲み歩きイベントで、私も期待するところです。成功の鍵は地元の自発的なイベントとすることですが、今回は新都心にある旅行会社に委託して実施したと聞きました。是非、地元主体の事業運営へと改善を図って、商店街の活性化を支えていただきたい。

以上3点、産業労働部長よりお答えください。

山中融産業労働部長

まず、事業所の実態把握についてでございます。

4半期経営動向調査では、業種や企業規模など

を考慮して抽出した2千200社を対象に、郵送によるアンケート調査と業種ごとの課題や動向を把握するための訪問調査を実施しています。景況感や売上動向などの固定調査項目のほか、その時々的情勢に応じた調査項目を盛り込み、県内中小企業の実態把握に努め、タイムリーな施策展開を図っています。

県内全事業所対象の実態調査としては、国や県、市町村が協力して実施する経済センサスがあります。この調査は、県内の約24万5千事業所を対象とした大規模なもので、産業構造の特徴や企業活動の実態の把握に適しています。結果が出るまでに時間がかかりますので、4半期経営動向調査と併せて活用してまいります。

次に、情報提供についてでございます。

現在、県産業技術総合センターのホームページで県が保有する公開可能な企業情報が検索できます。このシステムは、企業の事業内容や主要製品、得意とする技術や主要設備など詳細な情報が簡単に検索でき、約900社の情報を見ることができません。県ではこの技術情報などを活用し、例えば大学と企業による食品のうまみを向上させる調理器の開発など、共同研究開発にも役立てています。今後は技術力の高い企業情報の収集に努め、併せて情報検索システムの周知に努めてまいります。

最後に、食の商業活性化イベントについてでございます。

飲食店を巡る食べ歩きイベントは、年代を問わず多くの集客が期待でき、地域商業を活性化する有効な手段の一つです。開催に当たっては、地元市、商工団体、商店街などで構成する地元主体の実行委員会を組織し、その運営を初回のみ県が支援しています。昨年度支援した3地区のうち、川口市とふじみ野市の2地区では地元商工団体が中心となり準備し、今年度は自主的に開催することとなりました。こうした実績を踏まえ、今年度は新たに10地区で実施します。このイベントを通じ、地元商店街が自主的ににぎわいや売上向上につながるイベントを次から次へと打ち、活性化するように支援してまいります。



(3) 自然エネルギー推進で地域循環型経済を  
村岡正嗣県議

次に、自然エネルギー推進で地域循環型経済についてです。

本年2月の予算特別委員会では、自然エネルギー推進政策の基本原則は地産地消による地域雇用や地域産業の振興にあるとの私の提案を知事にも御確認いただきました。今回も自然エネルギー推進による地域循環型経済を求め、伺います。

長野県飯田市では、今年3月、飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例が制定されました。全国でも同様の条例制定の検討が始まりつつあります。本県でも、自然エネルギーの導入による地域再生と産業振興を目指す自然エネルギー推進基本条例（仮称）制定に向け、検討を始めるべきと考えますが、知事いかがでしょうか。お答えください。

続いて、住民主体の自然エネルギー推進について3点伺います。

メガソーラー事業では、地域循環型経済は望めません。住民参加によってこそ可能です。県がイニシアティブを発揮し、各自治体とも連携して住民による自発的な発電事業モデルを大きく推進することは非常に重要と考えます。

そこで、第一に、太陽光発電設備を設置する市民共同発電事業への助成を大幅に拡大していただきたい。

第二に、市民による太陽光発電の事業化では、初期投資が大きな課題となります。その解決策としての成功モデルに、飯田市での地域の太陽光発電事業に市民が出資するおひさまファンドがあります。本県でも各市町村と連携し、太陽光発電における市民ファンドを後押しできるよう支援策を検討していただきたい。

第三に、太陽光発電はじめ木質バイオ、小水力などの自然エネルギーの普及を進めようとする意欲あるNPOや各種団体に対して、学習会、情報提供、研究支援など、幅広い支援に思い切って力を入れていただきたい。

以上、環境部長よりお答えください。

上田清司知事

次に、自然エネルギー推進で地域循環型経済についてでございます。

日本のエネルギー政策は、大きな転換期にあります。県では、エネルギーの地産地消の実現により地域循環型経済の形成、更には雇用創出にもつながるエコタウンプロジェクトの取組を進めております。長野県飯田市の取組など、市民、NPOが中心となり、再生可能エネルギーを活用して地域で循環型経済を形成する取組事例も御紹介がございました。再生可能エネルギーには地域性があり、山間部では森林バイオマス、都市部では家庭の生ごみなど食品バイオマスなど数多く存在しています。正にそれぞれの地域の特性を生かし、地域住民や地元企業の方々が自ら考え、創意工夫することに価値があると思います。

地球温暖化をはじめ地球環境を考えるのであれば、再生可能エネルギーを活用することは極めて重要です。その意味において、私は議員の御提案を生かすべく、再生可能エネルギーの利用推進を高々と掲げた基本条例を制定することは検討に値すると考えます。神奈川県の事例を中心に、お互いに研究してまいりましょう。

畠山真一環境部長

まず、太陽光発電設備を設置する市民共同発電事業への助成拡大についてでございます。

本県では、市民団体が市民から寄附を集めて保育園や自治会館などに太陽光発電設備を設置する場合に助成を行っています。これまでに8施設への設置を助成してまいりましたが、今年度も3施設への助成を予定しております。今後とも市民団体のニーズを十分踏まえた助成に努めてまいります。

次に、太陽光発電における市民ファンドの支援策についてでございます。

太陽光発電事業は、固定価格買取制度により、基本的には財政的支援はなくても成り立つものと考えております。一方、市民ファンドには金融商品取引業の資格取得や、広く多額の資金を集める

ノウハウが乏しいなどの課題があります。県としましては、こうした分野の専門家の紹介や情報提供などの面で支援を行ってまいります。

次に、学習会、情報提供、研究支援などに対する幅広い支援についてでございます。

県では、平成21年度から環境ビジネスセミナーとして、環境やエネルギーに関する最新情報の提供を目的に講師を招き、学習会を開催しております。最近では、今年7月に木質バイオマスエネルギーをテーマとして開催し、数多くの企業、NPO、市民団体の皆様にも御参加をいただいております。引き続き、その充実に努めてまいります。また、研究支援につきましても、具体的な御提案があれば技術的アドバイスや専門家の紹介、共同研究などの支援を行ってまいります。

### 3. 安心して働ける雇用の確保と賃上げについて

#### (1) 労働法制の規制緩和は許されない

##### 村岡正嗣県議

次に、安心して働ける雇用の確保と賃上げについて伺います。

まず、労働法制の規制緩和は許されないことについて。

安倍政権は、派遣労働を臨時的、一時的な業務に限定するという原則をなくし、派遣労働者をいつまでも使い続けられるようにする労働者派遣法の改悪を進めています。日本社会を総ブラック企業化する労働法制の規制緩和は断じて許されません。

知事は、今年2月の本会議において、「問題は、正規労働者として働きたいと思っている人が非正規として働いていることでもあります」と述べています。知事、県民の安定した雇用を守るためにも、安倍政権の労働法制の規制緩和にしっかりと反対を表明していただきたい。お答えください。



##### 上田清司知事

次に、安心して働ける雇用の確保と賃上げについてのお尋ねのうち、労働法制の規制緩和は許されないについてでございます。

国では、経済成長を進める上で雇用の流動性を高めるべきという考えが、いわゆる成長戦略で示され、労働法制の見直しが幅広く議論をされています。時代の変化に伴い、産業構造が変化し、働き方も多様化しています。時代に合わせて労働法制も見直しを行う必要があると私は考えます。個人のライフスタイルや希望に合った多様で柔軟な働き方を実現し、県民の雇用の機会を増やすことは重要であります。県では、短時間勤務制度やフレックスタイム制などに取り組む企業を多様な働き方実践企業として認定し、既に603社に拡大しています。今後、国において本格的に議論が進む中、労使双方にメリットが得られるようなルールを作り上げることが重要だと思います。ただ、労使が交渉する場合、どうしても使用者が強い立場になりますので、ルール作りにおいて労働者が保護される仕組みを入れておくべきだと思います。

#### (2) 実態把握と事業者及び労働者への指導・周知にかかわって

##### 村岡正嗣県議

次に、実態把握と事業者および労働者への指導・周知にかかわってです。

工場に派遣された青年は、まともな講習もない

まま4日目にけがを負ったが、当初労災でないと  
言われた。仕事中にけがをした女性は、請負契約  
を理由に労災も認められず、給料が翌々月払いの  
ため、辞めるにも辞められず、結局体を壊してし  
まった。営業職の男性は、社長から人間性が悪い、  
能無しなどの罵声を連日浴びせられ、重度の鬱病  
を発症してしまった。これらは先日、労働相談を  
受けている方から聞いた話です。昨年からの相談は  
増加傾向、内容は解雇、退職勧奨、賃金や残業代  
の未払い、パワハラなどが上位を占め、その方は  
人間を人間として扱わない職場が増えていると非  
常に危惧されておりました。

そこで、産業労働部長に伺います。本県の行っ  
ている労働相談ですが、相談者の年齢や労働形態、  
事業所の規模など、働く実態について具体的に把  
握しているのでしょうか。相談者一人一人のリアル  
な実態をつかんでこそ深刻な労働環境の改善につ  
ながると考えますが、どうでしょうか。

また、県としても解雇規制や労災申請など、雇  
用主としての責任をしっかりと啓発、指導すると  
ともに、働く者の権利を県民に分かりやすく周知  
徹底させるべきと考えますが、お答えください。

#### 山中融産業労働部長

まず、労働相談での相談者の実態把握について  
です。

県では、労働者、使用者から合わせて24年度、  
4,755件の労働相談がありました。相談のうち、  
約9割は電話によるものであり、匿名や詳細な内  
容をお話しにならないケースもありますが、相談  
に当たっては雇用形態、業種などの必要な情報を  
相談員が聞き取り、実情を把握しながら対応して  
います。特に専門知識の必要な相談には、弁護士  
がきめ細かく対応しています。

次に、雇用主への啓発や働く者への周知につ  
いてでございます。

県では、今年度から新たに埼玉県経営者協会や  
労働団体に協力いただき、連携して埼玉県労働セ  
ミナーを開催しています。賃金や労働時間、労働  
契約などのテーマに加え、使用者向けに就業規則

の整備、パワーハラスメント対策などのテーマを  
取り上げています。これまでに25講座を開催し、  
労働者や事業者など1,045人が受講し、昨年度に  
比べ47%増加しています。今後とも労使双方に  
必要な知識の普及啓発に努めてまいります。

#### (3) 技能労働者の適切な賃金水準の確保について 村岡正嗣県議

次に、技能労働者の適切な賃金水準の確保につ  
いて。

国土交通省は先般、設計労務単価を全国で平均  
約15%の引上げを発表し、技能労働者への適切  
な賃金水準の確保についてを関係機関へ要請しま  
した。しかし、建設産業においては重層下請構造  
の下、実際に現場で働く末端の技能労働者の労務  
単価にこれらがきちんと反映され、賃金引上げが  
行われるのかが問題です。新座市では、1億円以  
上の建設工事を発注する際に、第3次下請までの  
労務単価の調査を始めました。

そこで伺いますが、ダンピング受注の排除へ本  
県はどう対応しているのか、総務部長よりお答え  
ください。

併せて、平成25年度公共工事設計労務単価の  
早期適用、末端の技能労働者の賃金単価の引上げ  
へどう対応していくのか、県土整備部長よりお答  
えください。

#### 三井隆司総務部長

ダンピング受注の排除についてお答えを申し上  
げます。

本県では、極端な低価格受注を排除するため、  
建設工事の入札方法に応じて全ての工事に調査基  
準価格又は最低制限価格を設けております。調査  
基準価格は、その価格を下回った入札の場合に、  
適正な履行が可能な価格かを判断し契約するもの  
で、総合評価方式の入札の際に用いております。  
また、最低制限価格は適正な履行が確保できない  
価格のため、その価格を下回った入札を失格とす  
るもので、総合評価方式以外の入札に適用して  
おります。これらの価格の算定方法は適宜改定して

おり、最近では6月10日に引上げを行ったところでございます。今後とも、入札状況をしっかり把握しながらダンピング受注の排除に努めてまいります。

#### 柳沢一正県土整備部長

公共工事設計労務単価の早期適用と技能労働者の賃金単価の引上げへの対応についてお答えを申し上げます。

まず、平成25年度公共工事設計労務単価につきましては、本年4月1日以降契約する工事から適用しております。

次に、技能労働者の賃金単価の引上げへの対応についてでございます。

このたびの設計労務単価の引上げに伴い、国では技能労働者へ適切な水準の賃金が支払われるよう、全国規模の建設業団体へ要請いたしました。これを受けて、複数の団体において技能労働者の処遇改善を図る決議が行われております。県では、この設計労務単価の引上げが支払われる賃金に反映されるよう、県内建設業団体に要請を行ったところでございます。引き続き県内企業の受注機会の確保に努めるとともに、県内建設業界の動向を注視してまいります。

#### 4. 県民の命と生活を守る社会保障の充実を

- (1) 安心して子どもを産み育てたいという県民の願いに応え、県立小児医療センターの存続を

#### 村岡正嗣県議

次に、県民の命と生活を守る社会保障の充実について伺います。

安倍政権は、8月に社会保障改革プログラム法案骨子を閣議決定しました。これは社会保障制度改革国民会議の報告を受け、消費税増税と一体で医療、介護、年金、保育などの改悪、負担増を国民に押し付けるものです。我が党は、その改悪を絶対に認めるわけにはまいりません。こうした国の悪政から県民を守る防波堤となるのが県政ですが、特に今回は県民の命と暮らしに問題を絞って

伺います。

最初に、安心して子どもを産み育てたいという県民の願いに応え、県立小児医療センターの存続をについてです。

県立小児医療センターの存続を求める署名は、患者家族を中心にこれまで10万筆提出されており、周辺7市町議会からも関連意見書が上がっております。その上、現在は地域の新生児集中治療床（NICU）や小児救急医療体制を守るため、小児医療センターの存続を求める新しい署名が広がり、蓮田市では2万5千の世帯数を超える署名が既に集まっています。蓮田市の方は、孫はセンターのすぐ前の産院で普通分娩で生まれました。生まれてすぐに心肺停止となり、センターに緊急搬送されて命が助かりました。そう言ってセンター移転後、NICUが地域からなくなってしまうことを心配しています。東部北地区や中央地区にはNICUが1床もなく、センターの15床に頼ってきました。移転となれば空白になります。

そこで伺いますが、第一に、移転となれば、たとえ春日部市立病院に3床NICUが設置されたとしても到底足りません。NICUの確保についてどうするつもりなのかお示してください。

第二に、依然未整備の中央地区の小児2次救急医療体制について、その対策をお示してください。

第三に、移転後、残すべき機能としてNICUや小児2次救急についても検討すべきではないか。

以上、保健医療部長及び病院事業管理者よりお答えください。

次に、知事に伺います。知事が残すべき機能についての検討を表明してから1年半以上が経過しました。新都心の整備は進む一方で、いまだに残される機能については何も明らかにされていません。3次にわたるアンケートが終了してから10か月も経過し、患者家族には不安の声が広がっています。知事は、我が党の昨年2月予算特別委員会の質疑を傍聴に来られた患者家族の方々に、「機能は残します。御安心ください」と直接話されたはずですが、こうした皆さんに早急に方針を示すべきではありませんか。知事、地域と患者家族

の不安は少しも解消されておりません。そもそもこのような地域置き去り、患者置き去りの移転計画は見直して、県立小児医療センターは現在地に存続させるべきです。お答えください。

#### 上田清司知事

次に、県民の命と生活を守る社会保障の充実をお尋ねのうち、安心して子どもを産み育てたいという県民の願いに応え、県立小児医療センターの存続をでございます。

小児医療センターの移転整備は、県内全域の周産期医療や救急医療をはじめとする高度医療の充実強化を目的にしております。この目的を達成するためには、限られた医療資源を最大限に活用し、さいたま赤十字病院と相互に連携していくことが必要であります。このため、小児医療センターの高度専門医療は、基本的にはさいたま新都心に全て移転するものでございます。

しかし、病院の移転に伴う説明会などで、患者御家族の方々から通院が極めて困難になるという御意見もいただいております。そこで、患者御家族の不安に応えるためにも、病院機能の一部を何らかの形で現在地に残すことについて調査検討を指示しているところでございます。

平成24年度は、患者御家族へのアンケートや聞き取り調査を実施しました。これらの調査を踏まえて、現在地で継続すべき診療について、小児医療センターの医療スタッフを中心とする委員会で検討を重ねております。患者御家族と日々接し、その実情を一番よく知っている医師、看護師などが議論をしていますので、患者を置き去りにするなど到底あり得ません。患者御家族にとって重大な問題であり、医学的な判断も必要となることから、慎重に検討した上で方向性を出すものと聞いております。御理解を賜りたいと思います。

#### 奥野立保健医療部長

まず、NICUの確保についてでございます。

NICUを含む周産期医療体制については、複数の医療圏からの患者の受入れを前提に、全県で

必要な体制を確保できるように整備をしております。広域的な受入れを円滑に進めるため、平成23年10月から母体・新生児搬送コーディネーターを配置し、県内のハイリスク妊産婦や新生児を周産期医療施設へ迅速に搬送する仕組みも構築をしております。県内のNICUは現在112床ですが、第6次地域保健医療計画に基づき、小児医療センターを含め新たに36床を整備するなどして、平成28年度までには目標の150床を達成できる見込みでございます。

次に、中央地区の小児2次救急医療体制の整備についてでございます。

当該地区は、上尾、桶川、北本、鴻巣、伊奈の4市1町から構成されており、北里大学メディカルセンターと上尾中央総合病院が当番日を定めて救急患者を受け入れております。平成24年度には火曜日と日曜日が空白日となっておりましたが、本年9月から北里大学メディカルセンターが火曜日を実施することとなりました。残された日曜日についても、半数以上の患者は域内の医療機関において対応しております。今後とも地元市町と連携を図りながら、空白日の解消に向けて引き続き取り組んでまいります。

#### 名和肇病院事業管理者

移転後の現在地にNICUや小児2次救急を残すべきとお尋ねでございます。

小児医療センター新病院では、周産期医療の充実を図るため、新生児集中治療室(NICU)を15床から30床に倍増し、県内全域から数多くの新生児を受け入れてまいります。また、小児集中治療室(PICU)を14床新設し、外科系疾患を含めた小児の救命救急機能の強化を図ってまいります。このためには、新生児や救急の専門医療スタッフを新たに確保し、育成する必要があるとございます。移転後の現在地でNICUや小児2次救急の機能を担うことは、高度な医療資源を分散することになり、新病院本体の運営に支障を来します。したがって、現在地にNICUや小児救急の機能を残すことは極めて困難でございます。

## 村岡県議

県立小児の一部機能の移転で、慎重に検討をして、検討委員会で今やっているということで、方向性を出してくるんでしょうけれども、知事がそれを表明されてから1年半近くたっておりますので、いろいろもう検討してきているはずですし、アンケートもやっておりますので、いつまでにその検討をまとめるというふうにですね、指示をされた知事の側からすると、いつまでに、もうそろそろまとめなさいよということで期限を切っているのかどうなのか、その点をお答えいただきたいと思います。

## 上田知事

小児医療センターの機能について、現地に残すということについての検討時間が長いのではないかとこの疑問でございます。私にもっと専門的な知識があれば、具体的にこれまでぐらいに答えを出せと病院事業管理者に指示をすることもできますが、残念ながらそこまでの知見を私持っておりませんので、病院事業管理者を信頼しておりますし、また、現場の小児医療センターの院長、また看護師等々、大変立派な運営をしていることも、この間30周年記念の会合でそれぞれ医師の皆さんや看護師の皆さんたちと、また患者の会の代表の皆さんたちといろいろな話を意見交換しましたが、しっかりと対応していることもよく分かりましたので、ここは病院事業管理者を信頼してですね、また病院事業管理者のほうから詳しく聞いていただきたいと思います。

- (2) すべての県民が生き生きと暮らせるように、  
障害者施策の充実を

## 村岡正嗣県議

続いて、すべての県民が生き生きと暮らせるように、障害者施策の充実をについて伺います。

数ある障害者の切実な願いの中で、とりわけ遅れている精神障害者問題に絞り、伺います。

厳しい職場、学校環境の中で、心を病む方々は後を絶ちません。現在、県内精神障害者手帳所持

者の数は3万6千人ですが、この5年間で1万人も増加しており、胸が痛みます。しかも、他の障害に適用されながら精神障害を適用外とする施策は、いまだ官民に見られます。その中で、これまで知的・身体に適用されてきたバス運賃の障害者減免がようやくこの4月からほぼ全面的に精神障害にも適用となり、大変喜ばれています。しかし、鉄道には知的と身体の減免制度しかありません。重度心身障害者医療費助成制度も知的と身体のみであり、精神障害は適用外です。

知事に伺いますが、鉄道事業者へ精神障害への減免制度拡大を要請するとともに、ニューシャトル、埼玉高速鉄道など県の出資会社では早急に実施すべきと考えます。また、重度心身障害者医療費助成制度も一刻も早く精神障害に拡大すべきと考えますが、いかがでしょうか。

## 上田清司知事

次に、すべての県民が生き生きと暮らせるように、障害者施策の充実をについてでございます。

まず、鉄道事業者への減免制度の拡大要請についてでございます。

障害者の自立と社会参加を促進していくためには、交通機関を利用してスムーズに移動できることが非常に重要でございます。障害者の割引制度については、本来障害の種類にかかわらず、公平な制度であるべきだと考えております。

そこで、県では各鉄道事業者に対し、障害者割引制度の対象を精神障害者にも拡充するよう、これまで要望してきました。鉄道事業者は民間企業であるため、障害者割引に伴う経済的負担を強いるのは厳しい面もあります。一方、鉄道事業者は県民の生活の貴重な足として非常に公共性の高い事業であるため、社会のニーズや時代の変化に対応していただきたいと考えております。今後も引き続き鉄道事業者に対し、障害者割引の拡大を粘り強く働き掛けてまいります。

次に、県出資会社での精神障害者への減免制度拡大についてでございます。

県では、障害者の社会参加支援の必要性を踏ま

え、埼玉高速鉄道、埼玉新都市交通に対しても割引制度の拡大を要望しております。両社では、JRや東京メトロなど他の鉄道事業者と同様に、精神障害者に対する割引制度を導入していません。また、地方公共団体が自ら運営する東京都営地下鉄や横浜市営地下鉄においても、精神障害者の割引制度が導入されていません。鉄道事業者では、民間企業だけではなく、県出資会社であっても精神障害者は障害の程度の判断が難しかったことなどもあり、割引制度の導入が進んでこなかった、このような実態がございます。大変残念なことでございます。

したがって、こうした判断がしにくいという現状がありますので、やはりより専門的な集団を抱えている国において、精神障害者の割引に関するガイドラインみたいなものを作っていただいて、そしてそうしたガイドラインを参考にしながら民間鉄道事業者に提示していく、そういうことをしない限り、なかなかこの部分は進まないんじゃないかというふうに私は考えておりますので、国会などにおいてこうした問題を取り上げて、しっかりと議論もしていただきたいというふうに考えております。埼玉県選出の国会議員の皆様方にも、この問題を問題提起したいと考えております。

次に、重度心身障害者医療費助成制度の精神障害への拡大についてでございます。

精神障害への拡大については、他の障害との公平性や精神障害者の自立を支援する観点から、検討すべきという声があることも認識しております。一方、高齢化が急速に進行する中、対象者が増加し、近い将来、制度の維持そのものが難しくなるという懸念もございます。こうした点も踏まえて、将来を見据えて持続可能な制度の在り方についてしっかりと研究をさせていただきたいと思っております。

## 5. すべての子どもが生き生きと成長できる教育環境の整備を

### (1) 猛暑から子どもを守る教室のエアコン整備について

#### 村岡正嗣県議

次に、すべての子どもが生き生きと成長できる教育環境の整備をについてです。

まず、猛暑から子どもを守る教室のエアコン整備について伺います。

いじめ、不登校、学力問題と、今教育をめぐる課題は山積しており、一刻も早い解決が求められています。こうした課題の解決の糸口は、子どもと直接顔を合わせる学校現場にこそあり、議会と行政の役割は現場が全力で子どもたちと向き合えるよう教育環境を整備することにあります。今回は、特に問題となっている教室へのエアコン設置について伺います。

県内市町村立学校の普通教室のエアコン設置率は、平均で38%、ほぼ全学級に設置された自治体が現在14と増えたものの、全く設置されていない0%の自治体は18市町村もあります。特に今年の猛暑は深刻で、私の地元川口では教室内に38度に達した日もあって、子どもたちから気持ちが悪くなる、暑くて頭がくらくらするといった悲鳴が上がりました。教室の望ましい室温について、国は学校環境衛生基準で30度以下としています。

教育長に伺います。第一に、今後も猛暑は避けられません。この問題は、子どもの命と健康が危険にさらされる問題です。県内全学校の普通教室のエアコン設置に向けて、県として全力を挙げていただきたい。

第二に、現行のエアコン設置のための補助制度は、国が3分の1、市町村3分の2であり、地元負担が重過ぎます。国に特別対策を要望し、市町村の負担を軽減すべきと考えますが、いかがですか。

第三に、国が実施に踏み切らない場合、県としてエアコン設置に独自補助を実施すべきではありませんか。

以上3点、お答えください。

### 関根郁夫教育長

一点目の県の取組についてですが、県では小中学校の設置者である市町村が取り組む暑さ対策の事例集を作成するなど、きめ細かな情報提供を行うとともに、各種国庫補助制度の活用を促しています。引き続き、暑さ対策に取り組む市町村をできる限り支援してまいります。

二点目の国への要望についてですが、今年5月、耐震化の推進と併せて、空調設備の設置についても必要な財源について十分な規模を確保するよう要望しています。

三点目の県独自の補助制度の創設についてですが、暑さにどのように対処していくかは、設置者である市町村によってスタンスに違いがあります。このような市町村の実情や県の厳しい財政状況から、県独自の補助制度の創設は現状では難しいと考えます。今後とも、設置者である市町村において、国の補助制度を活用しながら暑さ対策が円滑に行われるよう支援してまいります。

### (2) 特別支援学校の教育環境の整備を急げ 村岡正嗣県議

次に、特別支援学校の教育環境の整備を急ぐことについて伺います。

特別支援学校の過密化解消として、草加かがやき特別支援学校が新たに開校しました。その結果、川口特別支援学校の児童生徒数は昨年度の309人から今年度は255人となり、県教委は過密化は解消されたとしています。しかし、来年度には270人前後へと再び増加する見込みです。今でも32ある普通教室のうち16の教室を複数の学級が使用し、3つの学級で使用する教室まであります。川口特支の過密化は解消されたとは到底言えません。プールが浅くて小さいために、高等部の生徒はバス6台で市内のプールに通っています。

そこで、教育長に伺います。県当局は、川口特別支援学校の過密化について、具体的にどのような基準に基づいて解消、非解消と判断したものでし

うか。私は、高等部の過密化解消には川口市内に新たな高等部をつくる以外にないと考えます。その検討を求めるものです。お答えください。

次に、通学バスについて伺います。

県内の特別支援学校では、毎日4,400人余りの生徒がスクールバスで通っています。通学時間が1時間を超える便のある学校は29校、春日部、熊谷、和光の各校では1時間30分を超える便があり、和光では1時間45分の便もあります。渋滞ともなれば2時間を超え、障害を持つ子どもたちには負担が重過ぎます。通学バスを増発して、大幅な通学時間の短縮を図るべきではありませんか。

また、通学バスの委託会社ですが、学校によっては年度途中でバス会社に変更となります。上尾かしの木特別支援学校もその一つです。保護者からは、子どもは環境の変化に敏感、車体の外観が変わっただけでもバスに乗れなくなるなどの不安の声が寄せられています。一人一人の継続した丁寧な対応が求められるバス通学は、正に教育の一環であり、コスト重視の民間委託にはなじみません。一般競争入札による通学バスの民間委託をやめ、以前のように県が直接責任を持ってバスの運行を実施すべきと考えます。

以上、答弁を求めます。

### 関根郁夫教育長

今年4月に、草加市の全面的な御協力により、草加かがやき特別支援学校が開校し、通学区域の再編により川口特別支援学校の過密解消に一定の効果がありました。また、特別支援学校の教室は1学級の人数が少ないことや、児童生徒の障害の状況等を踏まえ、教育活動に支障のない範囲で1つの教室を複数の学級で使用しています。これらを踏まえ、現在は川口特別支援学校の著しい過密状況は解消されていると判断しております。

しかしながら、特別支援学校の児童生徒数は都市部を中心に増加傾向が続いており、県内各地域における増加状況や地元の要望等を踏まえながら、具体的な対応方法について検討を進めています。



次に、スクールバスについては、毎年度、児童生徒数の推移や一人一人の障害の状況を考慮し、増車やルートの見直しなどを行い、運行時間の短縮に努めております。また、民間委託は、より少ない費用で運行水準を維持するため直営から変更したものですので、御理解をいただきたいと存じます。

## 6. 県民に開かれた埼玉県平和資料館へ 村岡正嗣県議

最後に、県民に開かれた埼玉県平和資料館へについて伺います。

埼玉県平和資料館は、1993年8月1日に開館し、今年が開館20周年の節目の年です。館内には、「第2次世界大戦では全世界で数千万人にも及ぶ犠牲者を出し、アジア・太平洋地域でもたくさんの尊い命が失われました。私たちは、このことを決して忘れることなく、戦争の悲惨さと平和の尊さを後の世まで伝え続けてまいります」との知事の言葉が掲げられています。この言葉に平和資料館のそもそもの意義が示されていると私は考えます。20周年の節目の年に、この意義を胸に刻むことは極めて大事と考えるものです。

そこで、平和資料館の意義について、改めて知事の見解をお伺いします。

さて、平和資料館には現在3万点を超える貴重な資料が収蔵され、戦争体験者の証言を収めた映像資料も豊富です。現在、リニューアルの工事中ですが、展示内容も経緯も全く県民に知らされないまま進められています。広島平和祈念資料館も現在リニューアル中ですが、その基本計画をつくるために専門家など23人による検討委員会を設置して議論を重ね、途中2回の市民の意見募集も行っています。20周年を機に、県民により開かれた平和資料館となるように願い、伺いますが、今後展示内容を含む運営については県民の声を広く取り入れる仕組みを導入すべきだと考えます。県民生活部長の答弁を求めます。

## 上田清司知事

最後に、県民に開かれた埼玉県平和資料館へのお尋ねでございます。

終戦から68年が経過し、昭和20年当時に10歳以上だった方は、埼玉県民のわずか6.2%、約45万人まで減少しています。戦争を知らない世代が圧倒的となり、平和が空気のような存在になっています。こうした今だからこそ、児童生徒など若い世代に戦争の悲惨さと平和の尊さを強く訴える必要がございます。平和資料館には、3万点を超える貴重な実物資料と250人を超える戦争の時代を生きた方の証言映像が収蔵されています。私は、平和資料館は風化しつつある戦争の悲惨さと平和の尊さを継承する重要な意義を担っていると考えております。

一方、平和はただ祈っているだけでは決して実現はできません。平和を維持するためには、国民一人一人が平和の創造に向け、積極的に行動することも重要であります。私は、戦後の日本が積極的に行ってきた誇るべき平和の創造に向けた具体的な取組を新たに展示することで、平和資料館を見学した皆さんに平和の創造に向けた行動を起こすきっかけとしていただきたいと思っております。これからの平和資料館は、平和の希求とともに、平和の積極的な創造に関する展示を行うことで県民に戦争の悲惨さと平和の尊さを伝え、平和な社会の発展に寄与してまいります。

## 吉野淳一県民生活部長

平和資料館の運営に当たっては、本年7月、専門的な見地から助言をいただくための第三者機関として、これまでの運営協議会に替えて埼玉県平和資料館アドバイザーボードを設置いたしました。リニューアル工事については、このアドバイザーボードの会議を公開で2回開催し、具体的な内容を提示して御意見をいただきました。本年2月にも開催した運営協議会においても、その素案を示す予定でした。しかし、傍聴者が守るべきルールの数々に従わないという事態が起き、会議の中止を余儀なくされるという大変残念な結果に

なりました。

今後も、平和資料館の運営に当たり、県民の皆様  
の意見をお聞きすることは必要であると考えて  
います。しかし、平和資料館が扱う近現代史は、  
歴史的評価が定まっていない事項が多く存在しま  
す。平和資料館は、公立の資料館として公正、中  
立性に対する県民の期待と信頼に応える責任があ

ります。そのため、特定の立場からの意見だけを  
聞くことにならないように、来館者アンケートや  
インターネットなどにより県民の皆様の意見を幅  
広くお聞きしてまいります。リニューアルオープ  
ンを契機として、より一層県民に親しまれ、多く  
の方々が訪れる平和資料館を目指してまいります。



終了後、傍聴者と記念撮影(県議会内で)